

## 第1号様式（第9条関係）

## 条例見直し調書

		作成年度	平成25年度	次回見直し予定	一	
条例名	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例					
条例番号	平成15年神奈川県条例第5号	法規集	第12編第1章			
所管室課	政策局政策部土地水資源対策課					
条例の概要	公有地の拡大の推進に関する法律施行令(以下「政令」という。)第3条第3項ただし書の規定に基づき、都市計画施設等の区域内に所在する土地を有償譲渡する際の届出を要する区域及び規模を定めている。					
検討点	検討内容				備考	
必要性 現在でも必要な条例か。	<p>本件条例は、公拡法を更に実効性のあるものとするため、土地取引の4割を占める100m<sup>2</sup>から200m<sup>2</sup>までの土地取引の有償譲渡を届出対象としたものである。平成24年度に公拡法届出等関連事務が市に移譲されたことに伴い、本件条例は町のみが対象となつたが、100m<sup>2</sup>から200m<sup>2</sup>までの土地取引の割合に大きな変化はない。しかし、本件条例により公共用地の買い取り機会を得る町の全てが「届出者の負担軽減」等を理由に、本件条例の継続を希望しておらず、過去5年間において町による買い取り協議実績もない。</p> <p>また、仮に本件条例を廃止しても、公拡法第5条の買い取り希望申出制度を利用することにより、本件条例の対象となる土地の所有者が公拡法で土地を売却する機会及び買い取り交渉が成立した場合の税法上の優遇措置は変わらずに確保されると共に、地方自治体が当該土地の買い取りを行うことも、従前と同様に可能となるため、本件条例を存続する必要性は低い。</p>					
有効性 現行の内容で課題が解決できるか。	<p>本件条例は、100m<sup>2</sup>から200m<sup>2</sup>までの土地取引が4割を占める本県において、都市計画施設等における小規模な土地を買い取る際に有効であり、平成20年度から、公拡法届出等関連事務が市に移譲される平成23年度末までは、市による買い取り協議実績もあるなど、一定の有効性が認められる。</p> <p>しかし、現在、本件条例の対象は町のみとなっており、その全ての町から条例継続の希望はなく、過去5年間に町による買い取り協議実績もないため、有効性の上から課題がある。</p> <p>なお、仮に本件条例を廃止しても、公拡法第5条の買い取り希望申出制度を利用することにより、地方自治体が申出のあった土地の買い取りを行うことは、従前と同様に可能となる。</p>					
効率性 現行の内容で効率的といえるか。	過去5年間に町による買い取り協議実績がない中で、土地所有者に届出義務や届出後3週間の譲渡制限が課されることから、本件条例の効率性は低い。					
基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合している	本件条例の制定趣旨は、「かながわグランドデザイン」基本構想の政策分野「県土・まちづくり」の基本方向である「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」等に適合したものである。					
適法性 憲法、法令に抵触しないか。	政令第3条第3項ただし書の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない。					
その他						
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	<p>理由等</p> <p>公拡法が定める範囲を超えて、条例により土地所有者に届出義務を課すことは、十分な必要性・有効性・効率性があるのでなければならない。しかし、条例により公共用地の買い取り機会を得る町からは、条例継続の希望はなく、過去5年間において、条例により町が買い取り協議を行った実績もないことから、土地所有者の届出義務を継続することは、必要性・有効性・効率性の上から課題があり、届出者の負担軽減の観点から、条例の廃止を検討する。</p> <p>なお、仮に条例を廃止しても、公拡法第5条の買い取り希望申出制度を利用することにより、条例の対象となる土地の所有者が公拡法で土地を売却する機会及び税法上の優遇措置は変わらずに確保されると共に、地方自治体が当該土地の買い取りを行うことも、従前と同様に可能となる。</p>				